



特集I

被災ローン減免制度

自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン

困りごと無料相談のご案内

◇**無料「電話」相談** ※予約不要

日弁連統一ダイヤル(平日:午前11時~午後3時) ※令和2年10月30日まで

☎0120-254-994

熊本県弁護士会専用ダイヤル(平日:午後0時~午後2時)

☎096-312-3252 ※通話料はかかります。

◇**無料「面談」相談予約窓口**(平日:午前9時~午後5時)

☎096-325-0009

※県内各地の相談センターにご案内します。 ※予約をお願いします。
※人吉にも相談センターがあります。

Q1 被災ローン減免制度とはどのような制度ですか？

- 令和2年7月豪雨,平成28年熊本地震などの**自然災害の影響**で
- 災害前から有していた**住宅ローン,自動車ローン,事業性ローン**等の債務の返済にお困りの方を対象に,
- 一定の要件を満たす場合に
- 債務の**免除・減額**を申し出ることができる制度です。

Q2 通常の債務の整理と比べてどのようなメリットがあるのですか？

通常の債務整理・破産手続等と比べて,次のようなメリットがあります。

- 債務整理をしたことが,いわゆる**ブラックリストに載りません**。
- 平時の破産手続よりも**多くの財産を手元に残せます**。【☞Q5へ】
- 原則として,**保証人等への支払請求がされません**。
- 専門家による手続支援を**無料で**受けることができます。【☞Q7へ】

Q3 事業者でも使える制度ですか？

- 事業者でも**個人であれば**利用できます(法人は使えません)。
- ただし,法人の保証人である代表者個人は,法人の債務を整理した後でなければこのガイドラインの利用は出来ないのが原則です。

Q4 収入や資力によって,この制度を使えない場合もありますか？

収入や資力によって,使えない場合もあります。
<使えない場合の目安>

- 事業性ローンがない方で,年収が730万円以上の場合
- 住宅ローン返済額+住居費が年収の40%未満の場合
- 手元に残せる財産以外の財産額が,負債額より大きい場合

☞**ケースバイケースで使えることがあります**。弁護士にご相談ください。

被災後,この制度を使う前に新規借入れをした場合に,使えない場合があります。
☞借入前に制度利用を検討

Q5 手元に残せる財産の目安を教えてください。

現預金等

※火災保険金(家財分)の250万円超の部分も含まれます。
※自動車もこの枠内に含まれます。

自治体からの義援金配分

火災保険金(家財分)

※250万円まで

災害弔慰金・災害障害見舞金

生活再建支援金

①基礎支援金,②加算支援金

➡「500万円」が目安です。
※平時の破産手続なら99万円が目安

火災保険(建物分)もこの枠内で手元に残せることができます。☞詳しくは弁護士へ

※自治体から配分される義援金は,国会で差押えを禁止する法律が制定されたら,「全額」の枠内に入ります。
※現在,地元国会議員等へ立法の要請を行っております。

➡「全額」手元に残すことができます。

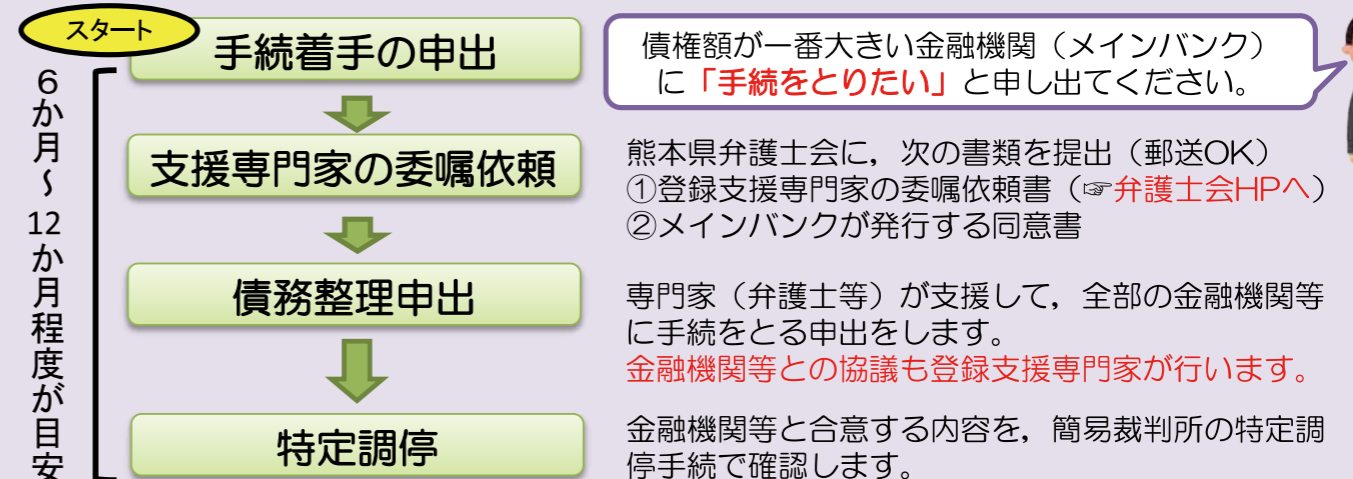
手元に残せない財産を債権者に弁済します。
☞それでも残る債務の免除を受けます。

Q6 住宅ローンが残っていますが,担保に入ってる家に住み続けることはできますか？

次の②を選択すると,家を残して住み続けることができます。

- 自宅を売却し,売却代金を住宅ローン債権者に優先弁済する方法
- 自宅の公正価額(不動産鑑定士が無料で調査します)を住宅ローン債権者に一括または分割弁済することを条件に,家を残す方法

Q7 手続はどのような流れで進むのですか？どれくらいの期間かかるのですか？



弁護士会 災害ADR

特集Ⅱ

Q

弁護士会のADRとはどのような手続なの？

A

弁護士があっせん人となって話し合いによる円満解決を目指す手続です

Q

災害ADRって、何？

A

災害によって発生した様々なトラブルを扱う特別なADR手続です

災害ADR利用の費用は？

Q

申立手数料**無料**、成立手数料も下の表をもとに**減額等**を事情に応じて検討します

A

和解による解決金の額	成立手数料の算出基準
100万円以下	8%
100万円超～300万円以下	5%+3万円
300万円超～3000万円以下	1%+15万円
3000万円超	0.5%+30万円

(別途消費税が加算されます)

詳しい説明

弁護士会のADRは、弁護士が、中立の立場で「和解のあっせん人」となって、当事者の言い分をよく聞いて、当事者間での自主的な和解による解決を援助、促進する手続です。

このように、弁護士会ADRは、話し合いによる円満な解決を目指す手続です。

様々な紛争に関して、双方が、弁護士という法律の専門家から事情に応じた法的助言を得ることで、互いに歩み寄る可能性があるような事案に有効であるといえます。

詳しい説明

「災害ADR」とは、様々な災害に起因する紛争の解決に関して、熊本県弁護士会のADRを利用する方々の経済的・手続的負担を軽減するため設けられた手続です。令和2年4月からは、「新型コロナウイルス感染症」に起因する紛争にも適用され、今般、「令和2年7月豪雨」に起因する紛争にも適用されることになりました。

「令和2年7月豪雨」に起因して、様々なトラブルの発生が予想されますので、そのようなトラブルでお困りのときは、「災害ADR」を是非ご活用ください。

災害ADR手続の流れ

1 申込用紙による申込み、申立て

「災害ADR申込用紙」に必要事項を記入、熊本県弁護士会紛争解決センター宛に郵送またはFAXする。

その後、選任されたサポート弁護士が電話連絡にて申立ての内容を聞き取り、申立書を作成・提出し、申立て完了。

2 申立ての受付

相手方に連絡し、話し合いに応じてもらえるよう要請。

応じる場合はあっせん期日を設定、応じない場合は、手続終了。

3 あっせん期日

あっせん人が双方の言い分をよく聞き、和解のあっせんを行う。あっせん期日は、原則3回以内。

話し合いを重ねても解決に至らない場合は、手続終了。

4 和解成立

和解成立した場合、「和解契約書」を作成して手続終了。

申立人と相手方で、成立手数料を負担する。

窓口はこちら

熊本県弁護士会紛争解決センター

住所 〒860-0078

熊本市中央区京町1丁目13-11

TEL 096-325-0913 / FAX 096-325-0914

＜申込書による申込み＞

下記の災害ADR申込用紙に記入の上、左記の紛争解決センターへ郵送またはFAXしてください。後日弁護士から内容確認の電話連絡等を行います。

熊本県弁護士会 紛争解決センター 御中 (FAX: 096-325-0914)

災害ADR申込用紙

—令和2年7月豪雨関連—

※ 申込人の連絡先は、平日・日中に連絡可能な電話番号をご記入ください。

申込人	氏名 (会社名及び代表者名)	(ふりがな)	
	住所	〒	
	連絡先	TEL	携帯
相手方	氏名 (会社名及び代表者名)	(ふりがな)	
	住所	〒	
	連絡先	TEL	携帯
紛争類型	<input type="checkbox"/> 雇用関係 <input type="checkbox"/> 借地借家 <input type="checkbox"/> 近隣問題 <input type="checkbox"/> 建物やマンションの修繕 <input type="checkbox"/> 損害賠償 <input type="checkbox"/> その他		